

0605 取りまとめ（案）（下線部は奥地による追記）

1. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>（学校における取組への支援）</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○小・中学校における不登校児童生徒数は、平成25年度以降5年連続で増加している。</p> <p>→小中合計：144,031人 （在籍児童生徒数(9,820,851人)の1.5%）</p> <p>→小学校：35,032人（0.5%） →中学校：108,999人（3.2%） （平成29年度問題行動等調査、以下同じ。）</p> <p>○不登校児童生徒の約6割が90日以上欠席しており、依然として不登校が長期に及ぶ児童生徒が多い。</p> <p>○法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、基本方針に基づく対応が徹底されていない。</p> <p>→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った 教育委員会等：315（約16%） （平成30年度実態調査）</p>	<p>○不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならないための、「魅力ある学校づくり」を目指す取組を推進する。</p> <p>○不登校児童生徒の支援に当たっては、校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、専門スタッフ等を活用した組織的・計画的な支援体制を構築する。</p> <p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨、<u>不登校は問題行動ではないこと、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと、登校という結果のみを目標にするのではなく社会的に自立することを目指すこと、不登校児童生徒の意思を十分に尊重すること、児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮することを踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、実践について学ぶための方策を検討する。</u></p> <p>○学校において、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用を図る。</p>

0605 取りまとめ（案）（下線部は奥地による追記）

		ャルワーカーの配置を推進する。
<p>（支援の状況等に係る情報の共有の促進等）</p> <p>第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>○学校内及び関係機関との情報共有について、情報共有すべき事柄、情報共有の方法があらかじめ定められていない学校がある。</p> <p>○285(約 15%)の教育委員会等が「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援に新たに取り組んだほか、220(約 11%)の教育委員会等が活用を検討している。</p> <p>（平成 30 年度実態調査）</p>	<p>○学校として、不登校に係る情報共有の体制や方法、共有すべき事柄（本人の状況、家族の状況、遅刻・早退など）をあらかじめ整理し、職員間で共有しておく。</p> <p>○個人情報の保護に留意しつつ、本人・保護者の意向を踏まえた上で、関係者間で必要な情報を共有し、組織的・計画的な支援を行うことができるよう「児童生徒理解・支援シート」の活用を促進する。</p> <p>○スクリーニング会議の実施等を通じた早期発見・早期対応のための学校における組織的な取組を推進する。</p>
<p>（特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等）</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）は全国に 12 校あり、このうち法成立後、新たに設置されたものは 2 校。</p> <p>○59 の教育委員会等が不登校特例校の設置を検討している。</p> <p>（平成 30 年度実態調査）</p>	<p>○不登校特例校における取組と設置の事例等を周知するなど、<u>公立、私立ともに設置促進</u>に向けた方策を検討する。</p> <p>○<u>不登校特例校設置の場合の学校設置基準を緩和し、整備しやすくする。</u></p>
<p>（学習支援を行う教育施設の整備等）</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設に</p>	<p>○教育支援センターは全国に 1,295 箇所、約 6 割の自治体に設置されている。</p> <p>（平成 30 年度実態調査、以下同じ。）</p>	<p>○教育支援センターが設置されていない自治体への設置を推進するほか、財源や人材の確保が困難な場合でも、近隣の既設のセンターとの連携や官民協働型によるセンターの設置等、学校外の公的</p>

0605 取りまとめ（案）（下線部は奥地による追記）

<p>おける教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○設置していない自治体における未設置の主な理由は、「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」や「予算・場所の確保が困難なため」である。</p> <p>○約3割の教育支援センターが家庭への訪問指導を行っている。</p> <p><u>○運営を民間 NPO に委託するなど、公民連携による多様な支援を行う自治体の取り組みがみられる。</u></p>	<p>機関による支援体制の整備を推進する。</p> <p>○ICT を活用した学習機会の提供や訪問型支援など、支援の中核としての教育支援センターの機能強化を図るほか、関係機関と連携した支援体制の構築を推進する。</p>
<p>（学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握）</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○9割以上の教育支援センターが、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会と情報共有を行っている。（平成30年度実態調査、以下同じ。）</p> <p>○教育委員会等と連携のある民間団体・施設の約7割が、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会等と情報共有を行っている。</p>	<p>○「児童生徒理解・支援シート」等を活用した関係機関間の情報共有を推進する。</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握を推進する。</p>
<p>（学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援）</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒</p>	<p>○法や基本指針の趣旨が教職員に十分周知されておらず、不登校児童生徒の「支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」といった基本指針の趣旨に基づく対応が徹底されていない。</p>	<p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、実践について学ぶための方策を検討する。</p>

0605 取りまとめ（案）（下線部は奥地による追記）

<p>の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315（約16%） （平成30年度実態調査、以下同じ。）</p> <p>○約8割の教育委員会等が児童生徒や保護者に対し、不登校児童生徒が相談・指導を受けることができる学校外の機関等についての情報提供をしている。</p> <p>○約15%の教育委員会等が、不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由としては、「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にあるため」。</p>	<p>●<u>基本指針の文言と矛盾する過去の国の通知を矛盾しないものに改正する。</u></p> <p>○教育委員会等と民間の団体・施設の連携推進に向けた方策を検討する。</p> <p>●<u>フリースクール等検討会議の最終報告では「フリースクール等での学習に関する制度上の位置づけについて」が課題として残されている。今後検討していく必要がある。</u></p>
--	---	---

2. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等（略）3. 教育機会の確保等に関するその他の施策

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>（調査研究等） 第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこ</p>	<p>○教育支援センター及び民間団体における支援体制の整備等を目的として、平成29年度予算から「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を実施し、結果については会議等の場で共有している。</p>	<p>○引き続き、自治体における不登校児童生徒の支援に係る実態把握に努めるとともに、好事例を会議等の場を通じて周知していく。</p> <p>○<u>ほとんど学校に通っていない不登校児童生徒の</u></p>

0605 取りまとめ（案）（下線部は奥地による追記）

<p>れに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。</p>		<p><u>調査、外国籍の児童生徒の不登校、不就学の状況と教育機会確保状況について実態調査の実施を検討する。</u></p>
<p>（国民の理解の増進） 第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○法や基本指針の内容が児童生徒、保護者、地域の関係機関等に十分周知されていない。 →法の趣旨を周知するため広報活動に取り組んだ教育委員会等：89(約5%) 今後検討している教育委員会等：231(約12%) （平成30年度実態調査）</p>	<p>○全国的な広報を行うとともに、自治体、<u>民間団体等</u>における広報活動を支援するための方策を検討する。</p>
<p>（人材の確保等） 第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○教職員に対する研修を通じた教育機会確保法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知に新たに取り組んだ教育委員会等は16%であり、今後こうした研修の実施を検討している教育委員会等は15%である。 （平成30年度実態調査）</p> <p>○令和元年度予算において、スクールカウンセラー（SC）を全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカー（SSW）を全中学校区に配置するために必要な予算を計上する等、段階的に配置の拡充に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の支援を活用して配置された実績(H29) SC：8,782人 SSW：2,041人（うちSV：209人） ・令和元年度予算額 SC：4,738百万円，SSW：1,722百万円 	<p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○児童生徒が必要とする時に相談できる体制を整備するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、スーパーバイザーの育成・活用も含めその専門的資質の向上に向けた検討を行う。</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携して支援に当たるコーディネーターの役割を担う教員を予め決めておくなど、学校における組織的な支援体制の整備を推進する。</p>

0605 取りまとめ（案）（下線部は奥地による追記）

<p>（相談体制の整備）</p> <p>第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>○不登校児童生徒のうち、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導を受けた人数は約半数。</p> <p>→72,183人（50.1%） （平成29年度問題行動等調査）</p> <p>○約500の教育委員会において、不登校児童生徒が多く在籍する小学校や中学校に対し、その支援のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を工夫している。</p> <p>（平成30年度実態調査）</p>	<p>○児童生徒が必要とする時に相談できる体制を整備するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、スーパーバイザーの育成・活用も含めその専門的資質の向上に向けた検討を行う。</p> <p>○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知するための取組を推進する。</p> <p>○「児童生徒理解・支援シート」等を活用した関係機関間の情報共有を推進する。</p>
--	--	--

4. 附則

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>（検討）</p> <p>2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○文部科学省において、平成29年度予算から「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を行い、交通費や体験活動費の支援による実践研究を通じた検討を行っている。</p> <p>○約60の教育委員会等で不登校児童生徒が学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。</p> <p>（平成30年度実態調査）</p>	<p>○不登校児童生徒がその状況に応じた支援を受けられるよう、経済的な困難等を抱えることで学校以外の場で相談・支援等を受けられていない者に対する経済的支援の方策を検討する。</p> <p>●<u>学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒及び当該児童生徒が利用する団体施設への財政支援について検討を進める。</u></p>

0605 取りまとめ（案）（下線部は奥地による追記）

	<p>○<u>会費について教育委員会で補助制度を実施しているのは約 8%、民間の団体・施設で減免制度があるのは約 14%。約 88%の教育委員会等が経済的支援は実施していない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（平成 30 年度実態調査）</u></p>	
<p><u>3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>		<p>○<u>就学義務の在り方と教育機会の確保について、見直しの検討を行う。</u></p>

※教育委員会等：教育委員会、知事部局、国立大学法人及び公立大学法人（計 1964）

※平成 29 年度問題行動等調査：平成 29 年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※平成 30 年度実態調査：不登校児童生徒の支援に係る実態調査（平成 31 年 1 月 8 日付け事務連絡）

文化庁としては、認定したらそれで終わりではないかと思っております。その後のフォローアップについて具体的にどのようなように行ってきたのか、お答えをお願いします。

○中岡政府参考人 委員御指摘の日本遺産の政策効果、あるいはそのフォローアップでございますけれども、現在、去る五月二十日に新たに十六件認定して、全部で八十三件でございます。

認定後の各認定地域におきましては、日本遺産のストーリーと地域の文化資源を有効に活用いたしましたして、日本遺産センターの設置等による情報発信、あるいは地元食材を使った商品開発や販売、さらに地元の小中学生が観光ガイドを行うことで地域の歴史に親しむなど、取組が行われているところでございます。

このような取組の結果、例えば、島根県の津和野町や広島県の尾道市では、認定後に、外国人を含めました観光客数などの増加を達成するなど効果も上がっております。

一方で、日本遺産に認定されることがゴールじゃないということでございます。継続的な取組を続けていただくことが重要でございます。このため、文化庁では、平成二十九年度から外部有識者によるフォローアップ委員会を設けて、個々の認定地域の取組状況を評価し、改善点を伝達することによって事業改善を促しているというところでございます。

また、認定の際にも、観光庁さんや、あるいはさまざまな有識者の御意見を尊重いたしました。例えば、市町村レベルで、担当者がかわりました

らそれでもう引き継がれないということがないように、きちんと実行されるような体制をつくっていただくといったところも重要視をしているというところでございます。

さらに、今年度から、QRコード等を使いまして多言語解説の作成やリビングヒストリーの提供といった認定地域の魅力向上につながる取組への支援の充実も図っております。

文化庁といたしましては、引き続きまして、各認定地域における取組を支援するとともに、フォローアップにしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○馳委員 これは、下村大臣、私も当時、党内において、日本遺産の制度設計、推進に随分力を入れてまいりました。したがって、フォローアップも必要だと思っておりますが、例えば、日本遺産と認定された地域に参りますと、そのエリアにのぼり旗が五十本ぐらい並んでいるんですよ。馳浩が街頭演説しているんじゃない、その景観も含めて日本遺産としての意味合いがあるのに、のぼり旗を立てるとは何事ですかと率直に思いました。

また、昨年、法改正をして、この文化財の保護や文化資産の活用については、首長部局が担当することができるようになりました。ゆえに、自治体にとつて、日本遺産をお願いしますと言っておきながら、認定した後、その自治体が、特に首長が責任を持って対応しない場合には、認定取り上げも私はすべきだと思います。

本来、垣もれた地域の歴史、文化、伝統、社寺

仏閣などこういったものを、いかにパッケージとして子供たちに伝え、地域の貴重な資産として受け継いでいくのか、それを応援しようというのが日本遺産の制度の本来の趣旨であつたと思えます。改めて、そういう観点から、より日本遺産を、そのフォローアップの方に、文化庁も、経産省を始め、総務省始め、関係省庁と連携して力を入れていたいただきたいと思えますが、ここは大臣の決意を伺います。

○柴山國務大臣 ありがとうございます。

今御指摘になられたとおり、例えば観光戦略をどのようにしっかりと充実をさせていくかということ、省庁横断的に、例えば首相官邸などでも議論がされているところでありまして、文化財、あるいは日本遺産をも含めた、各地に埋もれていたものを注目してもらおうための取組をこれまでずっとしてきたところなんです。まさしく御指摘のとおり、フォローアップによって、自由度、あるいは、さまざまなツールがふえた日本遺産をどのように活用していくかということについて、十分に活用できているのかどうかということ、例えば、しっかりとフォローをして、何らかの指摘あるいは指導ということもできるのか、少し検討させていただきたいというふうに考えております。

○馳委員 時間ですので、最後の質問になります。教育機会確保法について一点質問いたします。学校復帰を前提とするという、これまでの不登校対策として文科省から各教育委員会に出されてきた文言を洗い出して、教育機会確保法の基本方針に統一して、矛盾のないように削除、修正する

ことを関係団体は要望し、二〇一八年七月十一日の国会超党派フリースクール、夜間中学校合同議員連盟の総会で、文科省自身が責任を持って行うという説明がなされました。

その作業の結果どうなったか、そして、現場に十分周知徹底されているのか、このことの確認をさせていただきます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

教育機会確保法に基づく基本方針につきましては、不登校児童生徒への支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒がみずからの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるということを示されており、このことにつきましては、全国の教育委員会向けの会議等で周知を行っているところでございます。

また、御指摘の学校への復帰を前提とする表現については、基本方針で示された考え方を踏まえつつ、現在、文部科学省において見直しの検討を行っているところでございます。

引き続き、教育機会確保法附則に基づく法の施行状況の検討を行っている有識者会議の委員の意見も参考にしつつ、可能な限り速やかに見直しの方向性について結論を得ていきたいと考えているところでございます。

○馳委員 だめだよ、そんなのは。去年の七月十一日、議連総会で、文科省の担当者は、文科省が責任を持って見直しをしますと言ったんです。

見直しというのは、法の基本方針からいけば、今現在は、学校復帰を前提として、学校に出るこ

られるようにという指導が保護者や児童生徒に対する極めて大きな圧力になっているから、そうではない指導というものも必要だということ指摘したわけでありまして、過去の通知も含めて、これはやはり、いつまでに見直しをするのか、このぐらい言ってもらわないと、去年からもう一年もたついても検討中ですというのは、そんなお役所仕事は容認できません。

もう一度答弁をお願いします。

○矢野政府参考人 私どもとしても、学校への復帰を前提とするという表現については改めるべきだというふうに考えておりますが、一方で、憲法、教育基本法、学校教育法に基づく就学義務というものも重いということも事実でございます。

したがいまして、私どもとしては、教育機会確保法の基本方針に示された、登校という結果のみを目標にするのではない、こういった中立的な表現を何とか工夫できないかというふうに考えております。この夏、見直しを目指して、現在作業を進めているところでございます。

○馳委員 その就学義務という一言を引き出したくてちよつと失礼な表現もいたしました。この就学義務のあり方は教育機会確保法見直しの大きなポイントにもなっておりますので、改めてこの問題についてはやりとりをさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。